

## 新公表物に伴う既公表物の修正方法(案)

### 1. 背景

ASBJにおける公表物が増えてきたことに伴い、新たな公表物の公表に伴う既公表物の修正の方法( IASB にいう consequential amendments ) を考える時期にきているのではないか。

### 2. 修正方法(案)

- (1) IASB/FASB にならって、新たな公表物の公表に伴う既公表物(ただし、原則として ASBJ の公表物とし、審議会や JICPA のものは対象外)の修正箇所を示してはどうか<sup>1</sup>
- (2) 修正箇所の範囲は、当面の間、用語ベースの置換えのレベル(例、「資本の部」「純資産の部」としてはどうか<sup>2</sup>)
- (3) 新たな公表物において、「附則」又は「本会計基準の公表による他の会計基準等についての修正」(いずれも仮称)の見出しをつけ、一番最後の箇所(設例等の後)に記載してはどうか(議決の対象となる)
- (4) 修正を受けることとなる他の会計基準等(HP(会員サイト)掲載、バラ売り)においては、遅滞なく、修正を反映することとしてはどうか。

#### 1 修正箇所を示すかどうかについて

長所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ユーザーがタイムリーに修正箇所を知ることができる。</li> <li>・ 以後のメンテナンスがやりやすい。</li> </ul>
短所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公開草案の議決時まで、他の公表物の修正箇所を列挙する必要がある。</li> </ul>

<sup>2</sup> 将来的には、若干の内容に係るものも含めることは考えられる(例、「遡及修正の採用」在外子会社の会計方針の統一「遡及修正の修正」の削除)

審議事項(7)

(参考)

	IFRS (by IASB)	SFAS (by FASB)	会計基準・適用指針・実務対応報告 (by ASBJ)
公開草案	<p>「Appendix X Amendments to other IFRSs」として、示されている。</p> <p>(例)</p> <p>The amendments in this [draft] appendix shall be applied for annual periods commencing on or after [date to be inserted after exposure]. If an entity applies the proposed amendments to IAS XX for an earlier annual period, these amendments shall be applied for that earlier period. Amended paragraphs are shown with new text underlined and deleted text struck through.</p> <p>A1 IFRS XX is amended as described below.</p>	<p>「Appendix X AMENDMENTS TO EXISTING PRONOUNCEMENTS」として示されている。</p> <p>(例)</p> <p>B1 Statement XX is amended as follows: [Added text is underlined and deleted text is struck out.]</p> <p>a. Paragraph XX:</p> <p>b. Paragraph XX are added as follows:</p>	<p>示していない</p> <p>ASBJの公表物に関する修正箇所を示してはどうか。</p> <p>(例)</p> <p><b>附則 又は</b> <b>本会計基準の公表による他の会計基準等についての修正</b></p> <p>( いずれにしても一番最後の箇所とする ) ( 略 )</p> <p>20 本会計基準により、当委員会が公表した会計基準等については、次の修正を行う。</p> <p>(1) 企業会計基準第 X 号第 X 項を以下のよう修正する(下線は追加部分、取消線は削除部分を示す。)</p> <p>第 X 項 <u>                  </u>。</p> <p>(法規集では直接反映するため、1つの項のみ用い、基準別に(1)(2)を用いてはどうか)</p>
最終版 ・他を修正 する箇所の 取扱い	<p>「Appendix XX Amendments to other IFRSs」として示されている。</p> <p>なお、Bound Volumeでは、これらの修正は反映されており、「Appendix XX Amendments to other IFRSs」という見出しの下、次の記述</p>	<p>「Appendix XX AMENDMENTS TO EXISTING PRONOUNCEMENTS」として示されている。</p> <p>なお、「Original pronouncements」では、これらの修正は反映されている(最初の Notice to</p>	<p>示していない</p> <p>FASB スタイル(公開草案と同様の修正を示す)ではどうか。</p>

審議事項(7)

	IFRS (by IASB)	SFAS (by FASB)	会計基準・適用指針・実務対応報告 (by ASBJ)
	<p>のように、修正箇所は示されていない。</p> <p>The amendments in this appendix shall be applied for annual periods beginning on or after 1 January 20xx.</p> <p style="text-align: center;">*****</p> <p>The amendments contained in this appendix when this IFRS was issued in 20xx have been incorporated into the relevant pronouncements published in this volume.</p>	<p>users にその旨が紹介されているが、各基準では、修正箇所がそのまま示されている。)</p>	
・他から修正を受けることへの取扱い	<p>タイトルの後（目次の前）に、いつまでの修正が反映されているかが記載されている。</p> <p>（例）</p> <p>This version includes amendments resulting from new and amended IFRSs issued up to 31 March 20XX.</p>	<p>”Original pronouncements”では、タイトルの後（目次の前）の “ Status ” のセクションで、影響を与える他の基準等の箇所、影響を受ける他の基準等の箇所が記載されている。</p>	<p>IASB + FASB スタイルではどうか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・他から修正を受ける基準等では、直接反映し、タイトルの後（目次の前）に、いつまでの修正が反映されているか、修正する他の基準等の名称を記載する（次頁の例参照）<sup>3</sup>。</li> </ul>

<sup>3</sup> 個々の基準（HP（会員サイト）掲載、バラ売り）においては、遅滞なく修正することとしてはどうか。

<例>

企業会計基準適用指針第 XX 号  
XXXX に関する会計基準の適用指針

平成 15 年 月 日  
企業会計基準委員会

改正の場合

平成 15 年 月 日  
改正平成 19 年 月 日

企業会計基準委員会

(この場合、平成 18 年 月 日  
までに公表された会計基準等による修正は反映されているため、  
冒頭の記述は不要となる。)

本適用指針では、平成 18 年 1 月 日までに公表された次の会計基準等による修正が反映されている。なお、次のうち(3)については、平成 18 年 4 月 1 日以後開始する事業年度に係る財務諸表から適用されるため、本適用指針における修正部分についても当該財務諸表から適用される。

- (1) 企業会計基準第 XX 号「XXXX に関する会計基準」(平成 16 年 月 日公表)
- (2) 企業会計基準適用指針第 XX 号「XXXX に関する会計基準の適用指針」(平成 16 年 月 日公表)
- (3) 企業会計基準第 XX 号「XXXX に関する会計基準」(平成 17 年 月 日公表)

目次	項
目的 .....	1